

議第 59 号

和解することについて

和解することについて議会の議決を求める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

岐阜地方裁判所平成 29 年（ワ）第 546 号個人情報漏洩被害国家賠償請求事件に関し、同裁判所の和解勧告がなされたこと及び紛争が早期に解決することを勘案し、和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

和解することについて

1. 当事者

原告

被告

岐阜県下呂市森 960 番地 下呂市 被告代表者市長 服 部 秀 洋

2. 事件名 岐阜地方裁判所 平成 29 年（ワ）第 546 号

個人情報漏洩被害国家賠償請求事件

3. 事件の概要

原告は、下呂市クリーンセンター更新に伴う地域交渉において、被告の職員が地域に対し、原告に委託していた業務の経緯などを記した行政文書の写しを、下呂市情報公開条例の手続を踏まず公開したことにより、下呂市個人情報保護条例に該当する非公開情報が公開され、プライバシー権と名誉権が侵害されたとして訴状を提出（平成 29 年 9 月 15 日受付）。平成 29 年（ワ）第 546 号個人情報漏洩被害国家賠償請求事件として岐阜地方裁判所にて審理が行われていた。

4. 和解条項

(1) 被告は、被告職員が、平成 26 年度に、原告とのモニター契約に係る行政文書を当時の小川区長に交付したことが、下呂市情報公開条例及び下呂市個人情報保護条例に照らして不適切な処理であったことを認め、原告に対し、陳謝する。

(2) 被告は、以下の事実を認める。

ア 原告による大気観測業務

(ア) 被告は、従前、下呂市クリーンセンター（以下「本件焼却施設」という。）から排出される煙等について、被告の職員による観測を行っていたが、大湊町内会の住民の中では原告の自宅が本件焼却施設から最も近かったことから、平成 21 年 4 月 1 日、原告に対し、本件焼却施設から排出される煙等の大気観測を委託した（以下「本件モニター契約」という。）。)

(イ) 原告は、平成 21 年 4 月 1 日以降、本件モニター契約に基づき、その居住地周辺において、1 日 3 回（朝、昼、夕方）の大気観測（1 回当たり 30 分）を行い、大気環境観測日報を作成して、被告に提出していた。これに対し、被

告は、本件モニター契約に基づく業務の対価（業務委託費）として、1時間当たり 898 円（税込み）を原告に支払った。

イ 本件焼却施設に関する補償費の支払がなかったこと

（ア） 被告は、平成 21 年 1 月頃に、原告に対する補償費の支払を検討したことはあるが、原告に対し、個別に、本件焼却施設の臭気等の慰謝料（迷惑料）、害虫駆除費、引っ越し費用等の補償費を支払ったことはない。

（イ） 被告が、本件モニター契約に基づく業務委託費として原告に支払った金銭（上記ア（イ））は、原告の大気観測業務の対価として支払ったものであり、本件焼却施設に関する補償費として支払ったものではない。

（3） 被告は、今後も、本件焼却施設からの煙や臭気といった周辺環境をめぐる問題について、大淵町内会の住民から提出される地域の要望に真摯に向き合い、取り組むこととし、原告と被告は、上記問題について、大淵町内会又はクリーンセンサー運営協議会を窓口として協議し、円満に解決するものとする。

（4） 原告は、その余の請求を放棄する。

（5） 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（6） 訴訟費用は各自の負担とする。

以上